

業		備する以下の施設の土地、建物、構築物又は設備 (これに附帯する施設を含む) ①商業活性化施設(商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適当な規模と認められるもの) ②共同店舗(主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗) ③空き店舗		める基準に基づき決定した期間	る基準に基づき決定した期間	内
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備活性化事業を行った特定会社、公益法人、商工会等、又は市町村(特別区を含む)	特定会社等が取得、造成、又は整備するものであって、地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む)	1.05%	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、公益法人、又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供するため特定会社等が取得、造成、又は整備する以下の施設の土地、建物、構築物又は設備(これに附帯する施設を含む) ①商業活性化施設(商店街等の店舗の附帯的な集客施設として適当な規模と認められるもの) ②共同店舗(主として一の建物の内部に集合して共同利用させるための店舗) ③空き店舗	1.05%	20年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	3年以内で知事が別途定める基準に基づき決定した期間	整備資金の100分の80以内

別表第3 普通貸付以外の場合の対象となる事業及び貸付けの条件(第3条の2第2項関係)

貸付けの種類	対象となる事業	貸付けの条件			
		利率(年)	償還期間(据置期間を含む)	据置期間	貸付額
小規模事業者貸付	集団化事業、集積区域整備事業	別表第1と同じ			整備資金の100分の90以内
広域貸付	連鎖化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事	別表第1と同じ			整備資金の100分

	業、集団化事業		の 80 以 内
施設再整備貸付		別表第 1 と同じ	
(1) 第 3 条第 1 項第 3 号 アに該当する場合	経営革新計画承認グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業		整備資金 の 100 分 の 80 以 内。ただ し、集団 化事業及 び集積区 域整備事 業にあつ ては、小 規模事業 者が占有 する部分 については整備資金の 100 分の 90 以内
(2) 第 3 条第 1 項第 3 号 イに該当する場合	集団化事業		
災害復旧貸付	経営革新計画承認グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事業、共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業、地域産業創造基盤整備活性化事業、商店街整備等活性化支援事業	無利子	別表第 1 及び第 2 と 同じ
			整備資金 の 100 分 の 90 以 内

別表第 4 無利子貸付の特例（第 3 条の 2 第 3 項関係）

要 件	対象となる事業
右の対象となる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員又は所属員、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の 3 分の 2 以上が、製造業若しくは情報サービス業を行うものである場合	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設、又は省資源・省エネルギー共同施設に係る貸付け	共同施設事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）第 5 条第 3 項に規定する認定振興計画、同法第 8 条第 3 項に規定する認定共同振興計画、又は同法第 10 条第 3 項に規定する認定活性化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営改革事業
右の対象となる事業のうち、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第 20 条第 2 項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	
右の対象となる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る貸付け	集団化事業、集積区域整備事業

右の対象となる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、経営改革事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小小売商業振興法（以下「小売振興法」という。）第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	集団化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営改革事業
右の対象となる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	連鎖化事業
右の対象となる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小企業流通業務効率化促進法（平成4年法律第65号）第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業（特定中小企業団体が行う事業に限る）、共同施設事業、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）第5条第2項に規定する認定研究開発等事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、経営改革事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成9年法律第28号）第8条第2項に規定する承認高度化等計画、第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、第24条第2項に規定する承認進出計画、又は第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、経営改革事業、企業合同事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第17条第2項に規定する認定特別事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	共同施設事業、経営改革事業、集団化事業
右の対象となる事業のうち、中心市街地活性化法第21条第2項に規定する認定中小小売商業高度化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付け	施設集約化事業、共同施設事業（特定中小企業団体が行う事業に限る）、集団化事業、集積区域整備事業
右の対象となる事業のうち、中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第5条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施する事業に係る貸付け	経営革新計画承認グループ事業、施設集約化事業、連鎖化事